

根室市選挙管理委員会告示第 6 号

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所
裁判官国民審査における投票所の閉じる時刻を、公職選挙法第40条第1項ただし
書きの規定により下記のとおり繰り上げる。

令和6年10月1日

根室市選挙管理委員会

委員長 金澤英俊



記

投票区名	投票所を 開く時刻	投票所を 閉じる時刻	投票所の施設の 名称及び所在地	理 由
第15投票区	午前7時00分	午後6時00分	別当賀夢原館 根室市別当賀253	当該地域は主に農業及 び漁業を生業としてい る世帯が多く、直近の 投票結果を見ても、繰 り上げ時刻の投票者が 皆無であることから、 投票所閉鎖時刻を繰り 上げて有権者への影 響が少ないため。
第16投票区	午前7時00分	午後4時00分	初田牛会館 根室市初田牛511	
第18投票区	午前7時00分		川口会館 根室市川口20-2	
第24投票区	午前7時00分		豊里会館 根室市豊里15	